

中間財務諸表

当行の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査証明を受けております。

■ 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第209期中 (令和5年9月30日)	第210期中 (令和6年9月30日)	科 目	第209期中 (令和5年9月30日)	第210期中 (令和6年9月30日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	227,873	200,352	預 金	1,173,424	1,170,024
コールローン	661	481	借 用 金	135,400	109,000
買入金銭債権	1,058	1,028	外 国 為 替	9	30
有価証券	147,051	166,735	そ の 他 負 債	3,003	8,370
貸 出 金	962,996	949,079	未払法人税等	317	336
外 国 為 替	936	1,023	リ ー ス 債 務	1,028	767
そ の 他 資 産	8,104	7,884	資 産 除 去 債 務	39	25
その他の資産	8,104	7,884	そ の 他 の 負 債	1,618	7,240
有形固定資産	15,447	15,033	役員賞与引当金	5	5
無形固定資産	639	477	退職給付引当金	1,755	1,700
支払承諾見返	593	494	役員退職慰労引当金	334	370
貸倒引当金	△ 4,017	△ 3,045	睡眠預金払戻損失引当金	6	-
			偶発損失引当金	75	95
			繰延税金負債	138	858
			再評価に係る繰延税金負債	716	707
			支 払 承 諾	593	494
			負債の部合計	1,315,463	1,291,657
			(純資産の部)		
			資 本 金	5,481	5,481
			資 本 剰 余 金	1,487	1,487
			資 本 準 備 金	1,487	1,487
			その他資本剰余金	0	0
			利 益 剰 余 金	33,294	34,220
			利 益 準 備 金	3,993	3,993
			その他利益剰余金	29,301	30,227
			別 途 積 立 金	28,237	29,037
			繰越利益剰余金	1,064	1,190
			株 主 資 本 合 計	40,263	41,189
			その他有価証券評価差額金	4,502	5,601
			繰延ヘッジ損益	0	0
			土地再評価差額金	1,115	1,095
			評価・換算差額等合計	5,617	6,697
			純資産の部合計	45,881	47,886
資産の部合計	1,361,345	1,339,544	負債及び純資産の部合計	1,361,345	1,339,544

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第209期中 (令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで)	第210期中 (令和6年4月1日から 令和6年9月30日まで)
経 常 収 益	7,354	7,756
資 金 運 用 収 益	5,323	5,552
(うち貸出金利息)	4,754	4,782
(うち有価証券利息配当金)	422	504
役 務 取 引 等 収 益	1,699	1,738
そ の 他 業 務 収 益	16	22
そ の 他 経 常 収 益	315	443
経 常 費 用	6,148	6,484
資 金 調 達 費 用	102	234
(うち預金利息)	83	215
役 務 取 引 等 費 用	1,025	1,060
そ の 他 業 務 費 用	199	264
営 業 経 費	4,588	4,648
そ の 他 経 常 費 用	232	277
経 常 利 益	1,206	1,271
特 別 損 失	2	4
固 定 資 産 処 分 損	2	4
税 引 前 中 間 純 利 益	1,203	1,267
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	305	325
法 人 税 等 調 整 額	83	45
法 人 税 等 合 計	389	371
中 間 純 利 益	814	896

■ 中間株主資本等変動計算書

第209期中（自令和5年4月1日 至令和5年9月30日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	27,437	1,249	32,679
当中間期変動額								
剰余金の配当							△ 199	△ 199
別途積立金の積立						800	△ 800	-
中間純利益							814	814
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	800	△ 184	615
当中間期末残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	28,237	1,064	33,294

区 分	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	39,648	4,215	0	1,115	5,331	44,980
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 199					△ 199
別途積立金の積立		-					-
中間純利益		814					814
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			286	0	-	286	286
当中間期変動額合計	-	615	286	0	-	286	901
当中間期末残高	-	40,263	4,502	0	1,115	5,617	45,881

第210期中（自令和6年4月1日 至令和6年9月30日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	28,237	1,293	33,524
当中間期変動額								
剰余金の配当							△ 199	△ 199
別途積立金の積立						800	△ 800	-
中間純利益							896	896
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	800	△ 103	696
当中間期末残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	29,037	1,190	34,220

区 分	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	40,493	6,208	0	1,095	7,304	47,797
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 199					△ 199
別途積立金の積立		-					-
中間純利益		896					896
自己株式の取得		-					-
自己株式の処分		-					-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			△ 607	△ 0	-	△ 607	△ 607
当中間期変動額合計	-	696	△ 607	△ 0	-	△ 607	89
当中間期末残高	-	41,189	5,601	0	1,095	6,697	47,886

注記事項 (第210期中)

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で非保全額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該回収可能額を控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,254百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に全額を損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	75百万円
出資金	0百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,163百万円
危険債権額	7,547百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	63百万円
合計額	11,774百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

1,120百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	58,870百万円
貸出金	74,014百万円
計	132,884百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,081百万円
借入金	109,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	1,189百万円
その他の資産	6,000百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	538百万円
-----	--------

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	210,631百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	210,335百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

2,410百万円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	276百万円
無形固定資産	102百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却	60百万円
貸倒引当金繰入額	121百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。